

「同和問題（部落差別）」は日本固有の差別問題です。このワークでは、同和問題（部落差別）の構造的な問題について歴史的な観点や現代の観点から学習していきます。また、偏見や差別について、自分の考えを具体化できることをねらいとしています。

ワーク 1

次の記事などを読み、被差別部落の地名を公開されることでどのような差別が起こってきたと思いますか、また、なぜこのような差別を助長する行為が起こっているのか、その理由を考えてみましょう。

「差別されない権利」認めた高裁判決の意義とは 後を絶たないネット上の人権侵害

被差別部落の地名を暴露するインターネット上の人権侵害が後を絶たない中、出身者らが全国の地名をまとめた書籍の出版やネット公開の差し止めを求めた訴訟で、東京高裁が「差別されない人格的利益」を認めた。訴訟を担った弁護士は「ネット空間にあふれる攻撃的な差別を止めたい。そのための社会的規範を築く一歩となる」と受け止める。（安藤恭子）

◆被差別部落の地名公開差し止め訴訟で

この訴訟は、川崎市の出版社「示現舎」が2016年、全国5367地区の地名リストを記載した書籍の出版を公表し、ウェブサイトにも地名を載せたことを受け、部落解放同盟と被差別部落の出身者らが起こした損害賠償請求訴訟。

今年6月の東京高裁※¹判決は、一審東京地裁に続き該当部分のサイト削除や出版禁止を命じ、過去に住所や本籍があった場合や親族の居住地があるケースも含め、権利侵害の範囲を広げた。（中略）

「いま問われている差別は、嫌悪や偏見に基づく攻撃的な差別。これによって侵害されるものは何かと考えると、憲法※²13条（幸福追求権）※³から導かれる平穏な生活を送る権利ということになる」と代理人の指宿昭一弁護士。判決が損害賠償のみならず、差し止めも命じたことを踏まえて「差別されない権利」が認められた、と評価する。（以下、略）

以上、Web：東京新聞2023年9月25日付記事より編集して引用 ※¹※²※³を加筆

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/279496>

なお、この2023年の東京高裁判決は原告、被告の双方が上告しましたが、2024年12月4日に最高裁第3小法廷が双方の上告を退ける決定をし、前述の二審東京高裁判決が確定しています。

また、神奈川県では「特定の地区が同和地区である、又はあったなどと指摘する情報を公にすることは、原則としてその行為が差別の助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また当該地区がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上、許容しえないもの」と認識しています。

神奈川県ウェブサイト「同和問題に関する偏見や差別をなくしましょう。」 7 最近特にお問合せをいただく事項Q&Aより <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f864/images/douwa.html>

起こってきた差別：

なぜ、差別を助長する行為が起こっているのか：

ワーク2

同和問題（部落差別）の起源について、歴史的な側面から学びましょう。

- (1) 京都府京都市にある慈照寺銀閣の庭園や龍安寺の庭園を造った人は誰か調べてみましょう。また、このような庭園を造った人達は、高度な技術をもちながらも差別されていたことを知みましょう。

- (2) なぜ高度な技術をもちながらも差別されているのか、次の文章を読み、自分の考えを書きましょう。

■部落差別の歴史的背景・起源について—中世起源説—

鎌倉時代～室町時代に社会的に成立していったと考えられています。

室町時代以前に、差別された人々が集まって住んでいた地域はあったと言われています。その頃から室町時代にかけては、政治的につくられたというよりも、その時代の人々の自然界への恐れや死にかかわる「けがれ観」などが、特定の技術、能力を持った人や集団に対する恐れや差別を生じさせていったと思われます。例えば、地震や洪水といったような自然現象や人や動物の生死など、理解しがたい事象を「けがれ」として非常に恐れていました。そして、「けがれ」の反対語を「きよめ」と言い、けがれを清めることから大切にされてきました。そのころ、大きな川の河原にすむ人々が現れ、庭造りや屋根葺き、猿楽などの芸能や神事、牛馬の解体や死体の処理等、死に関わることを生業としていました。これらの人々は「河原者」と呼ばれ、人知の及ばない霊力や能力をもった存在とされてきましたが、時代が下がるにつれ差別される対象にかわっていったと考えられます。

「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第17集（小・中学校編）」 神奈川県教育委員会（令和5年3月）の一部を編集して引用

ワーク3

■同和問題（部落差別）とは何か

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

「部落差別（同和問題）を解消しましょう」法務省ウェブサイト

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.htmlより引用

法務省では具体的な差別として「結婚・就職における差別、差別的な落書き、差別につながる身分調査、えせ同和行為」などを指摘しています。また、インターネット上での差別が増加していることも併せて指摘しています。

■なぜ差別するのか

同和問題（部落差別）はどのような問題として人々にとらえられているのか、また現在も同和問題（部落差別）が発生する原因を人々がどのように考えているのかを、内閣府の調査から見ていきましょう。

図1：あなたが、部落差別・同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。（単一回答）

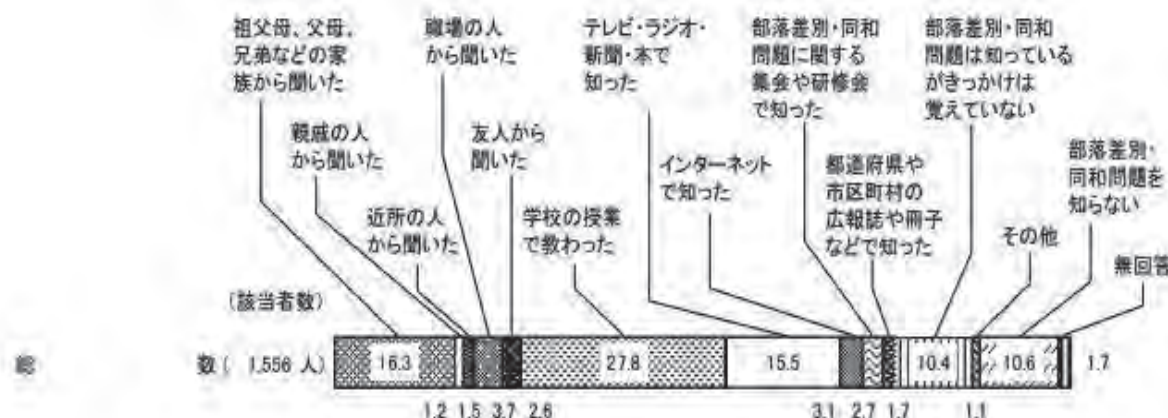
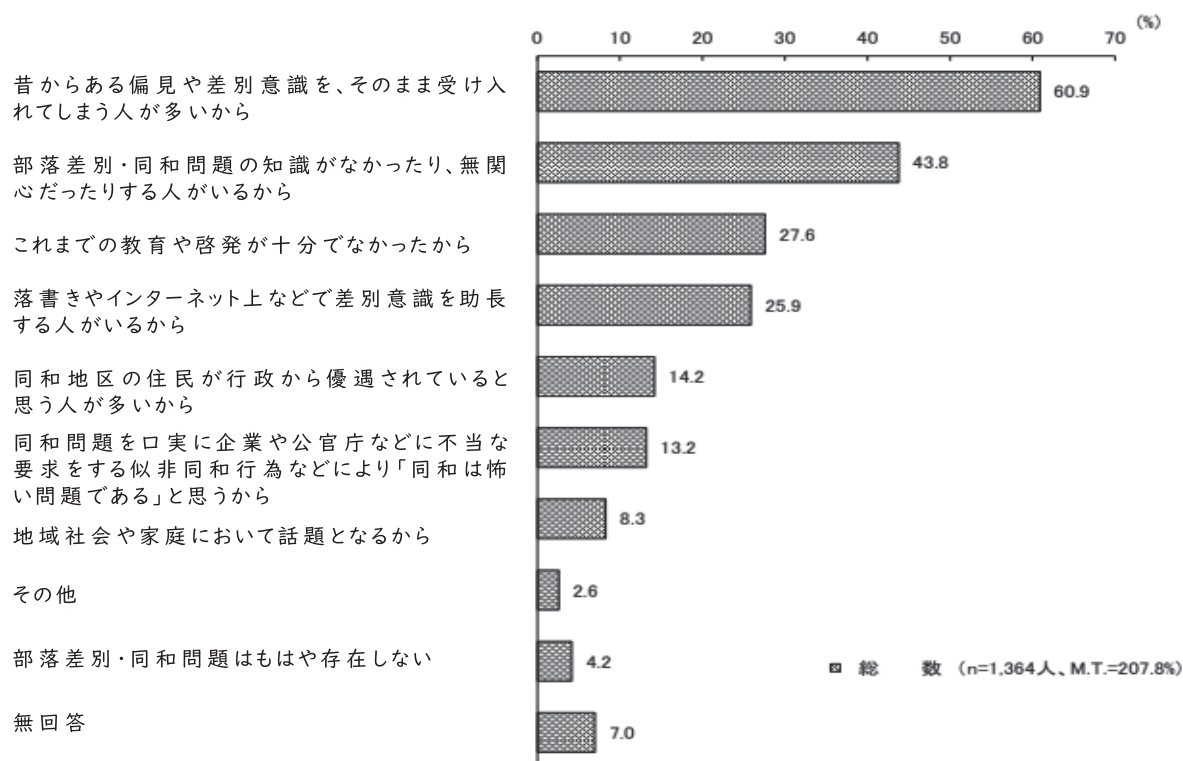


図2：現在もなお、部落差別・同和問題が存在するのは、どのような理由からだと思いますか。（複数回答）

（部落差別・同和問題を知っているとする者に、複数回答）



内閣府「人権擁護に関する世論調査（令和4年8月調査）概略版」より引用
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/gairyaku.pdf>

同和問題（部落差別）について、家族や近所の人などから聞いた人が約20%、学校で聞いた人が約27%、テレビなどで聞いた人が約15%と多岐にわたっています。そもそも知らない人も約10%存在しています。

また、同和問題（部落差別）が起こる原因についてどのように考えるかという設問には、無関心や知識がないという回答が多いことが分かります。これまでの教育や啓発が十分でなかったという回答も多く、社会で偏見が再生産される可能性もあります。

これらの調査結果から、さらに無意識のうちの偏見による差別が起こりうる可能性があります。

(1) 同和問題（部落差別）を考えると、一部には「部落問題のことは口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」という、いわゆる「寝た子を起こすな」論をとなえる人がいます。

あなたは「寝た子を起こすな」論について、どのように考えますか。

(2) 差別問題の解決に向けてどう行動するのか考えてみましょう。

SDGsの目標10では「人や国の不平等をなくそう」が掲げられており、変革が求められています。

「同和問題（部落差別）をはじめとする差別問題」の解決に向け、あなたができることを考えてみましょう。なお、できることは、個人レベルでも地域・社会レベルでもどちらでも構いません。